

第五節 白鷹町の誕生

1 町村合併促進法

敗戦による悲惨な国情の中で、あやまちに対する反省と前進の意欲は大きく、軍国主義から平和主義へ、全体主義から民主主義へ、しかも文化国家を指向して、新しい国づくりの立法が、次々と創られて行った。具体的には地方自治法を初め、学校教育法、警察法のほか、地方公共団体の組織と運営についての立法化が、矢つぎ早に施行されていた。新しいもの、また良いものは常に必ず大きな財政負担を伴う。中でも六・三制を規定した学校教育法では、新制中学をにわかには設けるために、過重な負担は共有財産、特に長年の間に蓄積された共有林の売却を余儀なくされ、警察法では人口五、〇〇〇人以上の、市街的町村に、自治体警察を設置させたことも、財政負担を重加させるものであった。更に高度化・複雑化が要求される町村の行政は、これまた多くの経費が要求され、当然町村財政危機の将来するところとなり、全国町村一〇、六〇八のうち、実に二、一八〇名にも及ぶ公選首長が、任期中で辞職していることは、この間の偽りない事情を示すものであった。情勢はまさに切迫していた時、昭和二十四年三月アメリカコロンビア大学教授の、カールⅡシャウプ博士を団長とする視察団が、三ヶ月にわたる調査を行ない、日本の財政制度全般にわたり、大きく改革すべきを要求勧告するところがあった。被占領下の時代は大綱はもとより、細部の行政方針も命令、又は、勧告・指令の形式をとるものが多かった。

アメリカ政府の特別公使ジョセフⅡドッジによる経済安定策、つまり戦後の混乱したインフレを終息させ、輸出の増大による国政の健全化をはかるための九原則（ドッジライン）は、地方制度の改革と不可分のものとし、

日本の民主化を推進するためにも、地方公共団体の財政強化を図ることが要求されるようになった。又、シャープ勧告は更にこれを発展させ、国と地方公共団体との事務の再配分を説き、それには地方公共団体、とくに市町村優先の原則がうたわれていた。又、町村の合併について、よりよい自治体を出現させるために、町村合併の必要性が指摘され、学校・警察などの経営活動を、単独で維持運営することが困難な場合、隣接の町村が合併することを奨励すべきであるとし、行政能率を高めるために望ましい時にも、国はまたこれを奨励すべきである。などとされていたものである。

以上のシャープ勧告に対して政府は、直ちに検討することとなり、その調査にあたる機関として、「地方行政調査委員会議設置法案」が、第十六回国会を通過したのは、昭和二十四年十二月二十四日で、同法は公布施行となり委員会の発足をみたのである。この委員会は一ヶ年後に政府・国会に対して、調査と研究と審議の結果を勧告している。それは、

第一 行政責任明確化の原則

第二 能率の原則

第三 地方公共団体及び市町村優先の原則

に要約されるとした。この原則を明確にすれば、市町村規模の適正化が、理論的に要求されるものであり、シャープ勧告は町村合併の理論的根拠をもち、合併推進の原動力であったことは確かであった。委員会勧告の内容で、町村合併に関するところでは、事務再配分後の行政を能率的に行うために、町村規模の適正化をはかり、当時の一町村人口が、平均五千人余を七、八千人程度を標準としたが、人口と面積の関係は、人口密度がうすく面積だけが広大になると、役場と住民の距離を考慮する必要があり、これは教育施設においても指摘されていた。

勧告に対して政府は、昭和二十六年一月に全国の知事あてに町村規模の合理化について通達し、三月には自治庁次長から「市町村規模合理化の促進に関する通達」を知事あてに発し、規模の合理化が地方自治の運営上、きわめて重要であることを重ねて強調し、都道府県当局の適切、かつ迅速な処置、そして関係市町村の合併希望をうながして、実現方に配慮する事を求めたものである。

自治庁は更に町村の適正規模について、参考としての試案を知事あてに送付したが、内容は第一の町村規模の現状の中で、(一)人口 (二)人口密度 (三)面積 (四)規模、人口。面積の関連性について、第二の各事務の分析の中では、職員一人当り人口、住民一人当り役場費、歳出総額に対する役場費の割合、町村税に対する役場費の割合など、そのほか教育・民生・国保については、保険計算までも克明に検討されており、役場事務の全部が対象になっていた。そしてそこから帰納的に町村の最も適正である規模は、面積は三〇平方キロメートル内外、中心部と最遠部落との距離五キロメートル以内、人口については八、〇〇〇人内外という結論であった。次に二十七年八月には、地方自治法の一部が、町村の合併を円滑に推進するための改正が行なわれた。「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の公共団体に協力を求めて、その適正化を図らなければならない」は、第二条に加えた一項であり、更に第八条には都道府県知事の勧告権をうたい、市町村の廃置分合と境界変更には、国の関係機関に合併を促進すべき義務を負わせており、準備態勢としての法的措置も、いよいよ整って来るのである。

町村合併の法的措置の完璧は、「町村合併促進法」の制定によって、完成となるのであるが、政府は二十五年十月二日に、地方行政委員会からの勧告のあと、関係の特別法を制定するため、二十七年の初めから着手したのである。一方全国町村長会や全国町村議長会も研究を進めていた。両者の研究が検討され、「町村合併推進法」として

の成案は、国会の都合によって一ヶ年の空白のあと、法律第二五八号として公布されたのが、二十八年九月一日であり、一〇月一日から施行されることになった。

「町村合併推進法」は、第一章の第一条（目的）から、第三章の第三八条（公選挙法の読替）までとなっており、第二章の第九条から二〇条までは、他の法律の特例で、議員の任期定数に関する特例（第九条）、市町村の境界変更に関する特例（第一〇条）、警察法の特例（第一二条）、以下地方財政法（第一十三条）、地方税法（第一四條）、地方財政平衡交付金（第一五條）、国民健康保険法（第一八條）、農地法（第二〇條）そのほかで、実際町村が合併に際しての不安を、特例をもって緩和にとり、合併の促進を可能にしたものである。政府は同時に「町村合併促進法施行令^{〔政令第三二三号二十八年十月五日公布〕}」を公布して、町村合併の促進について万全の構えを示している。

2 一町五ヶ村合併研究会、一町五ヶ村合併促進協議会

シャウプ勧告以来、国・政府の一連の動きに加えて、全国の町村自体も財政の苦しきから、町村合併はますます世論のたかまりの中にあつた。山形県の議会で最上郡選出の議員から、町村合併について県側の意向をただしたのは、シャウプ勧告から半年後の二十五年二月であつたが、県側の姿勢は意力的であつても、未だ一つの法的措置が整っていかなかったから、「積極的に協力致したい」が、知事の答弁であつた^{〔山形県市町村合併誌〕}。然し合併の機運は年と共にたかまり、二十七年五月五日の山形新聞は、五市二一八町村のうち容易に合併可能な町村五三をあげ、そのうち西置賜郡内では、長井町・平野村の人口一七、二一六、荒砥町・十王村の人口七、七二二としていた^{〔前掲文〕}。十王村はもともと白鷹村から分離した小村であり、隣接の荒砥町との合併が、住民の念頭に去来し

たことは、一、二回にとどまるものではなかった。この最も自然な地理的条件にもかかわらず、大と小との合併は必然的吸収の形になることもあって、住民感情はそれを越えることができず、いつも蛇尾に終わっていたのである。

二十六年 一月 町村の統合について

二十六年 三月 町村合併について座談資料

二十八年一〇月 山形県町村合併促進審議会条例

二十八年一〇月 町村合併資料 No. 1 町村合併について

二十八年一〇月 町村合併資料 No. 2 町村合併事務手続

二十九年三月四日 町村合併第一次計画案

県は、いよいよ積極的に動くのであるが、その足跡は右のような順序をたどっている。ほかにチラシ・ポスタ
ー・懸垂幕・横断幕を利用し、広報車も活用して啓蒙につとめている。

山形県町村合併審議会が二十九年三月二十五日、先の第一次試案に検討を加え、第二次試案として知事に答申したものは、五市二一八町村を四八市町村にするもので、そのうち、当地方のものは第28表の通りであった。ただ附記の3「荒砥郷と称され古来社会的繋りが深い」には誤りがある。上杉領の時代も後期の方で、荒砥郷と云ったのは勿論最上川の東、しかも広野村以北の一三ヶ村だけだったのである。それはそれとして西置賜郡の北部一町五ヶ村は、置賜盆地の北端にあたかもポケット盆地の中に、産業・経済・文化の上で深い類似性を持ち、歴史の中で培われた郷土意識も濃厚であり、懸計画案は条件に合致した自然なものであったと云える。

第28表 町村合併計画

町村名	人口	面積	摘要
荒砥町	六、〇三九 _人	一八・七八 _{km²}	1、地区の中央に荒砥町があり、これを中心に放射線状に県道が整備され、バス、鉄道等交通は便利である。 2、米作、ホップ、養蚕を主とする農村で産業構成が類似し、特に荒砥町にポップ処理場・集糞所・煙草集荷場があり、産物の集散地として経済上密接な関係にある。 3、荒砥郷と称され古来より社会的繁りが深い。 4、五ヶ町村で高等学校組合を、荒砥・十王で中学校組合を、鮎貝・蚕桑及び荒砥・東根・白鷹・十王村では伝染病院組合を設けている。
十王村	一、六八二	五・三〇	
白鷹村	三、一七六	二五・九四	
東根村	五、〇七二	二五・六八	
蚕桑村	五、九八七	二五・三六	
鮎貝村	五、七八七	五一・八八	
計	二七、七四四	一五三・九四	

部ブロックと、自他ともに認める程関係がふかく、行政上に数々の一部事務組合を持ち、行政以外の一般の産業関係・文化関係でも、多くの連合体・組織の基本的な地域とされながらも、実際に合併の具体的な段階に入ってみると、必ずしも平坦な道ではなかった。

合併の障害になるようなものは、地理的・経済的条件のほか意識の問題もあった。袋のような盆地のほぼ中央を、最上川が貫流しているところから、二分された東西の意識があり、町村間の財政的財産の有無、多寡も大きく左右するものであったことは隠れもなかった。当時の各町村の状況を第29・30表によって窺えば、ある程度は理解されるものがある筈である。

地元一町五ヶ村が
 県計画案について、公
 式の動きを示したの
 は、二十九年の三月六
 日、すなわち第一次計
 画案が出た直後であ
 る。関係町村長、議長
 及び副議長をもって
 構成、合併研究協議会
 と称していた。一町五
 ヶ村は、長い間郡の北

第 29 表：合併直前の各町村の状況

区 分		町 村 名	荒 砥 町	十 王 村	白 鷹 村	東 根 村	鮎 貝 村	蚕 桑 村	合 計
人 口	昭 和 28 年 当 時		5,769人	1,658	3,035	4,958	5,575	5,856	26,861人
	官 報 告 示		6,039	1,683	3,176	5,072	5,787	5,987	昭28.12.1現在 27,744 昭25.10.1現在
人 口 密 度 (平 方 粁 当 人 口)			307人	313	117	195	107	231	176
戸 数	昭 和 27 年 当 時		1,073戸	272	490	796	951	951	4,533
	国 勢 調 査		1,077	274	493	810	967	958	昭27.12.1現在 4,579 昭25.10.1現在
人 口 増 加 率 (千 人 当)			12.1%	8.2	9.9	10.7	14.9	10.7	10.7
区 分	面 積		18.73km ²	5.30	25.94	25.68	51.88	25.36	152.94
	東 西		約2.2 km	2.5	4.5	7	8	6.5	16
	南 北		約6	2.5	6.2	6	7	5.5	16
	部落の中心より役場までの最遠距離		10,000m	1,200	4,000	3,900	7,000	3,560	
業 態 生 業 の 割 合	都 他 的 業 態 其 の 他	商 工 業	314戸	54	58	82	205	100	831
		そ の 他	313	57	76	100	201	37	昭25.10.1現在 834
		計	627	111	134	182	406	187	1,647
		農 業	446	161	346	625	540	767	2,885
		そ の 他	4	2	13	3	21	4	47
		計	450	163	359	628	561	771	29.32

第七章 現代
第五節 白鷹町の誕生

区分		町村名			荒砥町	十王村	白鷹町	東根村	鮎貝村	蚕桑村	合計備考		
担 調	町 村 税	{	納	税	額	千円 8,240	1,884	3,753	6,850	5,530	5,739	31,996	
			一	人	当	1,428円	1,136	1,257	1,332	992	980	1,192	
計	{	納	税	額	千円 13,508	2,499	4,485	8,745	8,325	7,723	45,280		
		一	人	当	2,541円	1,507	1,479	1,764	1,493	1,319	1,687		
町 村 税 率 調	普	町 村 民 税	個	均	等	400円	400	400	400	400	400	400	
			人	税	率	100分の4.61	100分の3	100分の3.4	100分の4.9	100分の2.8	100分の2.5		
			法	均	等	2,000円	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000		
		人	割	率	100分の12.5	100分の15	100分の15		100分の12.5				
		固	定	資	産	税	100分の2.0	100分の2.5	100分の2.2	100分の2.8	100分の2.0		100分の2.2
	通 税	荷 車 税	牛	馬	車	800円	500	800	800	800	800		
			荷	そ	の	500円		500	500	500	400		
			他	200円	200	200	200	200	200	200			
		電	気	ガ	ス	税	100分の10	100分の10	100分の10	100分の10	100分の10		100分の10
		木	材	取	引	税	100分の10	100分の10	100分の10	100分の10	100分の10		100分の10
入	場	税		10円				10					
犬	税			300円	300	300	300	300	300	300			

以上を見ると鮎貝・蚕桑の両村が、町村民税が低率であるのが目立つのは、即ち、財政財産（山林）収入によっていることは明らかである。

第30表：昭和28年度歳入歳出決算見込額調

区 分	町 村 名						
	荒 砥 町	十 王 村	白 鷹 村	東 根 村	鮎 貝 村	蚕 桑 村	計
歳 入	千円						
1 市 町 村 税	8,240	1,884	3,753	6,850	5,530	5,739	31,996
2 平 衡 交 附 金	4,720	2,632	4,531	5,448	5,420	5,405	28,156
3 財 産 収 入		606		2	4,815	500	5,923
4 分 担 金 及 負 担 金			250	245			495
5 使 用 料 手 数 料	245	27	70	138	160	237	877
使 用 料	65				8	1	74
手 数 料	180	27	70	138	152	236	803
6 国 庫 支 出 金	3,041	228	1,429	1,396	1,978	791	8,863
7 県 支 出 金	620	394	486	660	379	797	3,336
8 寄 附 金		1		1,000	36	396	1,433
9 繰 入 金			63	140	131	106	445
10 繰 越 金	3	47	15	470		1,230	1,765
11 雑 収 入	237	86	286	150	232	318	1,309
12 町 村 債 用	600				300		900
13 充							
歳 入 合 計	17,706	5,905	10,888	16,499	18,981	15,519	85,498

第七章 現代
第五節 白鷹町の誕生

町 村 名		荒 砥 町	十 王 村	白 鷹 町	東 根 村	鮎 貝 村	蚕 桑 村	計
区 分								
歳 出		千円						
1	議 会 費	480	193	290	315	449	479	2,206
2	役 場 費	5,205	2,255	2,545	4,007	3,907	4,037	21,955
3	警 察 消 防 費	808	321	1,164	1,244	1,113	2,624	7,274
4	土 木 費	3,022	1,369	1,660	1,616	3,023	1,395	12,093
5	教 育 費	4,094	1,355	7,147	4,969	4,691	4,008	26,464
6	社会及労働施設費	3,334	27	87	292	1,283	164	5,187
7	保 險 衛 生 費	270	64	154	423	299	511	1,721
8	産 業 経 済 費	2,077	682	1,598	2,746	1,400	2,409	10,912
9	財 産 費	515	259	240	129	475	369	1,987
10	統 計 調 査 費	82	17	34	65	58	42	298
11	選 挙 費	151	57	138	183	193	318	1,040
12	公 債 費	96	146	221	373	50	55	941
13	諸 支 出 金	1,505	199	876	565	4,235	1,426	8,806
14	繰 出 金	234	100		100	230	300	964
15	前年度繰上充用金					87		87
16	予 備 費	291	77	250	300	340	291	1,549
	歳 出 合 計	22,164	7,121	16,412	17,327	22,033	18,427	103,484

3 新町建設計画

町村合併の具体的作業が、県の第一次試案の示された直後、三月六日から町村長、議会の議長・副議長らによって、合併研究会と称して活動にはいったものの、先に述べたような事情から遅々としていた。合併後のいろいろな不安を予想したり、思惑などが実力者たちの暗躍ともなり、それが一般住民にまで察知される程になった時、青年層の動きが軌道の正常化に刺激を与えたことは、確かであった。当時の青年団は、戦後の高揚された風潮の中で、活発な活動の展開を続け、各町村また大字部落を単位とする組織の上に「北部連合青年団」の結成をみており、七二〇名にも及ぶ団員を擁する大きなものであった。この青年団が町村合併の問題にも深く取り組み、各町村長らほかの実力者をも歴訪して、県試案通り北部五ヶ村の、早期合併の実現方を要望するほか、当時の鮎貝中学校体育館に、「町村合併研究大会」を開催し成功を収めている。この時県総務部長が会場いっぱい参加者を前に、町村合併の必要性、そして有利性を、壇上から説くところがあり、

町村合併について一層の効果を得るところがあった。計画と実行とそして会場の位置選定についても、合併の促進をはかるため、微妙な配慮と画策が、青年らの意図の中に、明らかに汲み取ることができた。

生活共同体の部落から行政のための村へ、更に町への発展移行には、歴史の必然性があった。然し住民にとっては新しいものへの期待と、同時に不安も無くはなかった。役場への遠距離のほかには行政そのものが、身近なものから離れる不安である。なお町村合併は国が市町村に対する平衡交附金を減らし、これを再軍備にまわすためとする批判もあった。これは当時地方自治体の議員定員減を、役場費の均衡をはかるためとして要請があり、教育委員会の公選制から、首長による任命制へと移行する中で、多くの人の感触であったものであろう。実際当時

の動きは、敗戦と共に大巾に与えられた国民の諸権利を、徐々に取り戻すとも云える感があり、これは明治十年代の一村戸長の公選から、官選戸長の連合村へ、又議員資格が戸主に限定されるなど、一連の動きと甚だ類似するものがあつた。第29表で見た通り、町村議員の歳費は、多額と云う程でもなかったであろう。

町村合併促進法は、時限立法であつた。三ヶ年を過ぎると、多くの特例が効力を失う。このため全国的に合併の機運が、急速に高まったことは確かで、身近では同郡の小国地方三ヶ町村が、早くも二十九年三月一日、小国町の誕生と県下の一番乗りをあげた。一町五ヶ村の町村合併研究会は、三月六日（荒砥）、三月十六日（鮎貝）、四月一日（白鷹）と各役場に会合をもち、結論に近づける努力が払られていた。この頃から各町村では、議会の議員協議会がしきりに行なわれ、隣接村とも会議を持つようになる。特に蚕桑・鮎貝両村に多く見られたことは、「蚕桑村役場日誌」にあきらかである。なお同村役場に、「町村合併に関し長井町々会議長以下五名来庁」があつたのは、二十九年七月九日のことであつたが、日誌からは来庁の趣意や会議の内容が不明であり、十王村のものには期日の明記はないが、「昨日合併の線崩るる」^{〔十王村文書「町村合併に関する綴」〕}と、鉛筆書きが挿入されており、町村合併研究会には微妙な曲折があつたことを、如実に示したものと理解されていい。

一方、県地方事務所開催による研修会に、町村の執行部と多くの議員もまじえ、地方自治法の一部改正点や、町村合併推進法の運用についてなど、熱心に研修するところがあつた（六月十七日）。この頃になれば各町村とも、部落毎に座談会形式の会合を持ち、住民への啓蒙を行っている。

町村合併に関する意見書

一、合併区域

蚕桑村、鮎貝村、東根村、荒砥町、十王村、白鷹村

二、町村合併研究協議の概況

関係町村長、議長及び副議長を以って組織する研究協議会を三月六日より発足、爾來数回に亘り研究協議を重ねた果、将来研究協議会の研究によって、六月末日を目標として合併の実現を期し、五月末日まで関係町村の決議を了し、六月県会に合併の申請を行うことに決した。

三、協議事項抜萃

前記研究協議会において現在まで協議した協議事項中、合併条件として地方教育振興の必要性に鑑み、高等学校建設整備事業を採上げ、これを昭和二十九年中において完成することを、基本条件として決議した。

四、要望

合併完遂に至るまでの間、協議せられた前期高等学校建設整備事業は、荒砥町外五ヶ村学校組合において、行なわなければならないので、其の財源とする起債の要請をおるのであるが、合併実現の重要な契機となる事業につき、各段の御詮議により全額許可せられるよう要望する。

右の通り現況に相違ありませんので、関係町村の長及議長連署の上、意見書を提出致しますので、よろしく御配慮方御願申上げます。

昭和二十九年五月十四日

〔十王村文書「町村合併に関する綴」〕

として、各町村の長、議長連署のものが、県へ提出されたと思われるが、前記の県地方事務所主催の研修会は一ヶ月後であり、長井町の議長ら五名が、蚕桑村役場に來庁しているのは七月九日であるから、合併の機運は熟しながらも複雑であったことを示している。

実際合併への準備作業は、容易なものではなかった。新しいものへ挑みながら摸索を重ねることもあり、そのうち各町村では、役場の担当者と議員たちが、県外先進地の市町村を視察することもあった。県側でも法の改正点や特例の解説書送付も遅れ勝ちで、「町村役場支所設置条例（案）」及び「町村役場支所処務規則（案）」の送付が、県総務部長名で七月十四日に出されていることは、県も町村も体制の完備には期間を要したことの証拠である。と同時に地元町村では、一般職員は誕生する新町に引継がれるとしても、長・助役・収入役は原則的には地

位を失うことになり、又町村議員も地位に不安を感じずるものがあつたことも、順路を曲折にした因子の一つである。と云い得るものがあつた。

昭和二九年七月三十一日土曜日午前九時より村協議会（町村合併について）北部一町五ヶ村に決定

三月以来の合併研究協議会の努力が、ようやく成果を見たのは、夏の盛りのころとなつていた。

〔蚕桑村役
場日誌〕

新町建設計画

（名称及び協議会を設ける町村）

第一条 この協議会（以下「協議会」という）は何町（村）何村（町）及び何村（以下「関係町村」という。）で組織し何町、何村、町村合併促進協議会と称する。

をもつてはじまる規約の準則は、県が作成して早くから町村に配付されており、北部一町五ヶ村ブロックが、さきの合併研究協議会の成果の上に、県準則により西置賜郡北部ブロック一町五ヶ村の、「町村合併促進協議会」が結成されるのは八月である。構成は町村の長と議会の正副議長、議会の選任をうけた議員四名ずつ、従つて一町五ヶ村では四二名となつており、発足は八月二十日からである。各町村の助役、庶務係が事務局員を務め、新町建設計画の作定に取組むことになる。やがて誕生をみる新町の町名は広く住民から公募したところ、応募された新町名は四五七にのぼつた。合併促進協議会は、その後九月二十六日まで六回の会合をもち、十月一日新町誕生の基礎作業を完了した。

合併協議会

一、合併区域 蚕桑村 鮎貝村 荒砥町 十王村 白鷹村 東根村

二、合併形式 合体合併

三、新町名 白鷹町とする

四、役場庁舎の位置

1、役場庁舎の位置

新町の役場は当分の間現在の荒砥町役場を本庁として使用し、最も近い時期において都市計画を建て、町政運営上最も適当な位置に新築する

2、支所の位置及び名称

各村の旧役場をもって支所とし、名称は旧村の名称を冠するものとする。但し白鷹村の支所の名称は鷹山支所とする

五 合併の期日昭和二十九年十月一日とする

以下、六、議会議員の定数選出方法 七、財産营造物並に負債の帰属処分について 八、条例規則の施行につ

いて 九、職員の取扱いについて 一〇、小中学校及通学について 一一、消防団の取扱いについて 一二、教

育委員会の取扱いについて 一三、農業委員会の運営について 一四、継続事業又は懸案事業の処理について 一

五、農業協同組合その他公共団体の取扱いについて 一六、一部事務組合について 一七、基本財産の造成につ

いて 一八、町税の賦課率について 一九、自治功労者の取扱いについて 二〇、その他細部の取扱いについて、

となっている。ここでそのいくつかについて説明するならば、六、法第九条第一項第一号の規定により、町村長

は翌三十年四月三十日まで在任すること、七の2、町村の財政財産の山林は、財産区を設置すること、九、一般

職員は全員新町の職員たる身分を保障する、特別職の町村三役については、別に協議することになっているが、

実際はこの後の協議で、町村長は年内中だけ町の参与とし、とどまることに決定された。

合併推進協議会はこれと並行して、新町建設計画の作成に努力した。その方法はまず町村ごとに、希望する条件を議会承認の上提出させ、それを尊重して作成したため、行政面から産業・経済・土木・文化にまで及んで、

まことに華やかなものであったと云える。最後に青年団・婦人会・農業協同組合など、「合併後適当な時期において、関係機関の協議により統合するよう措置する」、となっている。また、「白鷹町建設基本方針」をも作成しているが、

白鷹町建設基本方針

蚕桑村 鮎貝村 荒砥町 十王村 白鷹村及び東根村は、古来置賜北部地域とし、共に類似せる条件下にあつて、産業、経済文化等あらゆる面において密接な関係にあり、常に協力し来つたところであるが、時代の要請による国家基盤となる地方自治確立の重要性に鑑み、小異を捨て大同につき、挙郷一体の実を挙げ、以て地域恒久の福祉を増進するため、ここに町村合併を企図するものである。かくして強大なる行財政力による町政を施行し、清新なる構想を以て左記基本施策を確立し、実現に邁進せんとするものである。

と冒頭にうたい、基本施策一〜六までをあげているが、新町建設計画に比べると大筋だけである。これは新町建設計画と共に県に対するもので、更に「附属書」があり、それには国・県に対する要望事項、土木関係のうち道路・橋梁について一、河川・治山について六、産業関係で五、交通・通信関係の四、教育・厚生関係が三となっている。

4 白鷹町の誕生

合併促進協議会がうごき始め、そこで決定をみた事項はその都度、各町村議会で議決され、合併への準備は九月二十六日ごろ迄には、全部終了していた。そこで議員九一名の全員が一堂に会して、十月一日の初町議会の打

合せを行った。終了の午後突然、十五号台風が荒れまくり蚕桑地区では数戸の住居が倒壊した。これに対し町議会で、税の減免がなされている。九月二十七日のことであった。この後各町村では閉町、閉村の式をし、自町村の自治功労者の顕彰を行なっている。

新町名については先に述べた通り、合併促進協議会事務局によって公募され、応募された点数四、六三〇、町名四五七であった。これは合併促進協議会（八月二十四日）で、投票によって決定されることになり、結果は白鷹町一七、荒砥町九、松川町五、睦町三、新都町二、ほか一票が八にも散り、有効投票四一（委員四二）の半数に達するものがなく、再度投票には白鷹町二〇、荒砥町一六、残りの五票は三に散り、結局白鷹町と決定をみたものである。新町名の「白鷹」は勿論東北方にそびえる山の名から来ているが、山頂に虚空蔵菩薩が古くから祭られ、置賜・村山の境、また明治以来は、東西置賜・東南村山の五郡の境がこの山に集り、俗に境の虚空蔵とも親しまれ、尊崇されていたものである。又、名君と云われる鷹山の号も、この山名から来ていると云われ、いよいよ新町の象徴として、登場したものである。

新町の名称選定の理由

当地域は白鷹虚空蔵菩薩を祀る白鷹山に近く、古くから霊山として信仰厚く近郷に生まれ、年二回の祭礼時には全山参拝者で埋まるといわれる。

往古白鷹山は名君鷹山公の命令と伝えられ、近郷はもとより県内各地の信仰が頗る厚い。従って白鷹町は住民の町名に親しむことは実に深遠なものがああり、この地域の住民意識からも、自然なものと考えられるので選定したものである。

と、関係町村長の連名で、県知事に対する「合併処分申請書」に添付したのは、八月三十一日付けである。

合併促進協議会の活動の間、北部地区地方教育委員会協議会をはじめ、北部の農業協同組合長会、一町五ヶ村

農業共済組合その他の団体から、要望書・意見書の提出をうけ、これは「新町建設計画」に取り入れて、内容は更に実のあるものにしていった。

いよいよ新町誕生の日、午前八時から職員の辞令交付式があり、午前八時三十分から開庁式を行なっている。新町長職務執行者および同代理者は、当時の荒砥町々長、同町助役であることが、八月三十一日の協議書から明らかになっていた。

第一回町議会はこの日午前十時、荒砥小学校体育館を議場とし、町参与（旧村々長）をまじえて開会された。一応の準備の後会議規則の制定から始まり、最後の暫定予算の審議まで、大量の議案を一気に可決していった。中でも新町誕生と共に必要な条例案は、第一号から第三八号に至るまでの、膨大な量にのぼるものであった。なお議員数は法の特例によって、旧町村議員全員の地位が保証されたから、九二名であったが、死亡による一名の欠員があった。

この日中学校生徒、小学校児童の祝賀旗行列が、各地区毎におこなわれ、また揚花火が秋空に炸裂して、新生白鷹町の誕生を力強く響かせた。合併を祝って、現在地区対抗の駅伝競争を行なっているその初めは、一周年からのものである。

5 歴代町村長

「町村制」施行による第一次の村の合併から、「町村合併促進法」による町村合併との間は、六七年である。この期間、町村の首長は最高の責任者として、代表として在職しているが、それを役場記録と、既刊の町村誌から

抄出して、合併前の一町五ヶ村のものを、一つに纏めたのが第31表である。役場記録には名譽・有給別、選挙認可・退職年月日、報酬・摘要・住所・氏名・生年月日の順に記録されているが、ここでは就任年のみとした。従って、空白年は在職期間となる。町村制の段階では首長の選出は、議会議員による間接選挙であり、時には互選があり、議員以外からの選出もあり得た。一期は四年であるから、各町村共、同一年に行なわれるものであるが、在職期間中死亡があり、又、事情による退職もあり、その結果、各町村は表が示すように、錯雑して来たものである。従って就任も年度初めに限るものではなく、年度途中の就退職は珍らしいことではない。首長選出が順調であるか、複雑であるかは、表によって各町村の様子が明らかであるが、これにより、当時の町村の政治情勢の反映と見ることもできる。例えば昭和十五年の十王村では、首長が一三日で辞職し、一日間の臨時代理を設け前任者の再選を見、翌十六年三月、年度末に又辞任し、再び二五日間の臨時代理を置いているのは、辞職理由の明記はないが、余程複雑な事情があったことを物語る。町村の政治といえども、権力の争いの場となることも、珍らしい現象でなかった。首長の歴代数で町村の政治情勢を計ることは、一面危険でもあるが、六七一年間に蚕桑一三代、鮎貝一〇代、荒砥一五代、十王一〇代、白鷹一七代、東根一四代となっている。

各町村の政治情勢の複雑さ、脆弱性そして不安定を現しているものに、首長を地域内から選ばず、他地域からの「輸入」がある。鮎貝村初代・三代ともに、荒砥旧役屋付き扶持方の出身があり、荒砥町三代・九代、白鷹町初代、東根村一四代などは、共に依頼に応じた地域外の人である。このうち白鷹初代は、連合村時代の官選戸長が、そのまま新村の首長に納ったものである。町村制では町村の首長は、原則として名譽職である。町村制第七五條。初期の町村長は必ず日勤の必要はなく、従って俸給は支給されないが、実費弁償・勤務の報酬、又、手当などは有り得る。然し、地域外から在任した輸入首長は、いずれも有給となっている。実際地域内から選任された首長

は、資産家の当主が多く、俸給を問題にする必要はなく、又事務量は、名誉職に準ずるほどに少ないものであった。首長選挙の際、選挙する議会の都合で、行政上の識見や手腕を二義的にして、資産家の当主を首長に据え、地域内の政治上の平衡を保つことも有り得た。一方、革新時代に相応して、三十才そこそこの首長の出現を見ることがあり（荒砥五代、十王三代）、おのずから緊張感のあふれる時もあった。反面白鷹村では、生年が、弘化元年（二代）、そして四代五代とも安政年度であり、就任時の年齢が六十才代であるが、明治維新を青年時代で経験した人々であった。

各町村の首長には、収入役・助役の歴任者もおり、行政手腕を買われて、郡会議員を勤たものが多く、又、県会議員として活躍した者も、荒砥町二人、十王村二人が数えられる。首長は町村の責任者として、多様な事態をも処理しなければならぬ。備考欄に、国の大事件を掲げたのは、在任者との関連を知るための参考であるが、このほか、町村内に起きた特別な事情、例えば、大災害の発生によっても、極度の心労を体験しなければならなかった。

昭和二十二年四月、「地方自治法」の下で、住民の直接意志による選挙で、新首長が誕生した。この際対立候補が占領当局から要請され、無投票の町村はなかった。

第31表：歴代町村長一覧

町村 年次	蚕桑村	鮎貝村	荒砥町	十王村	白鷹村	東根村	備考
明治22年	丸川作平	玉川武十郎	塚原惣左衛門 玉川猪之松		人見其次	奥山源内 紺野格堂	町村制施行
23							
24							
25				佐藤七兵衛			
26			佐藤文造				
27			川合通次	南波平次			日清戦争
28							
29							
30						奥山久四郎 新野良蔵	
31			長岡不二雄				
32	芳賀周儀			原田辰次			
33		菅四郎兵衛					
34						高橋吉次	
35							
36	丸川作平	坂乾一郎					
37						紺野久五右衛門	日露戦争
38							
39							
40	高橋利兵衛		高山悌二郎			菅原庄九郎	
41							
42					竹田吉重郎		
43	丸川作平						
44						紺野格堂	
45							
大正2			栗和田与吉		竹田七兵衛		
3							
4		樋口藤吉	大友惣八		佐藤代蔵		第一次世界大戦
5							
6			本間猪吉				
7				佐藤七兵衛	大滝茂助		
8	新野文吾					高橋吉次	

9			高山 悌二郎				
10		菅 四郎兵衛		渋谷 佐兵衛			
11	佐藤 勝七				紺野九郎左衛門		
12			大貫 忠右衛門		海老名 与助	梅津 有則	
13					海老名 定次		
14	金田 久吉						
15							
昭和 2							
3			橋本 吉司	安部 多明	紺野 弥藤次		
4		小河原 悟一					
5					佐藤 代蔵		農村恐慌 満州事変
6							
7							
8	丸川 作平						
9	丸川 代右衛門		芳賀 与七			長岡 佐源治	東北冷害
10					守谷 量衛		
11							
12	中川 吉兵衛					川合 儀一	日華事変
13							
14							
15	新野 文吾			松野 万四郎			
16				南波 平次	大滝 茂助		大東亜戦争
17							
18		鈴木 初太郎	安部 東兵衛				
19	渡辺 吉蔵					迎田 俊雄	敗戦降伏
20							
21						高橋 元助	
22		土屋 栄吉	橋本 周司	安部 多門	竹田 茂右衛門 安部 四右衛門		
23					大滝 与三郎		
24					清野 一英		
25				佐藤 三郎			朝鮮動乱
26							
27					紺野 秀蔵		
28							
29							町村合併

6 針生部落の合併

中山地区と針生部落の距離は指呼の間にあっても、近世の藩政時代には他領であり、米沢（置賜）最上（村山）と明確に意識される関係にあった。明治からその枠が取りはずされ、経済交流の自由は、いよいよ両村を親密なものとし、通貨によっても更に高まるものがあつた。針生部落は長い間宮宿町に属していたが、隣り部落への距離は水本へ三キロメートル、杉山・松原へは四キロメートル程もあり、いずれも山中の峠を越さなければならず、全く孤立した部落であつた。一方中山地区へは、人家の最短距離五〇〇メートルに過ぎない。以上の地理的条件は、中山・針生・水本の三つが寄つて、中里村をつくる計画のあつたことは、町村制による村の合併の最中のことであり、この事はすでに述べた通りである。

「町村合併促進法」は、シャウプ勸告が源流であるため、法制定以前から行政指導者は無論のこと、一般住民の関心がふかく、法制定の翌年三月には、県下の合併一号（小国町）をみるに及んで、関心の度は更に深まつていった。西置賜郡北部のブロック一町五ヶ村町村長らの、白鷹町を生むための合併研究会がもたれ、第一回の会合は三月であつたことは先に書いた。一方宮宿町を中心として西五百川村・大谷村の各首長らが、朝日町の実現のため本格的な活動を始めるのは、二十九年五月の下旬からである。〔山形県誌〕村合併誌〕。おなじ頃、針生部落では先ず消防団が、西置賜郡北部ブロック一町五ヶ村への合併を希望してうごいた。この部落の孤立的な地勢から、消防活動に不安を感じ、中山地区と合併することの必要性を痛感したためであつた。消防団から出たこの話は部落の問題となり、七月には区長に対して区総会の開催を申し入れた。区総会が開かれたのは九月七日、投票によつて促進委員が選ばれた。委員長 加藤利助、副委員長 今野辰雄、委員 村山長次郎・奥山久永の五氏で、十月

第32表 針生地区分町経過

年月日	事項
二十九、五	消防団が分町ノ委員ヲ構成シ、県社会課ニ陳情
〃 七	分町促進区総会ノ開催ヲ申入レル
〃 八、十	荒砥町役場へ受入方陳情数回
〃 九	加藤利助県社会課長ニ単身陳情
〃 〃	中山区長・村議二名、分町促進ノタメ来訪
〃 〃	寒河江・長井 両地方事ム所ニ陳情数回
〃 〃	区総会ヲ開ク。出席七三名、促進委員選任
〃 十、一	白鷹町誕生
〃 〃	宮宿町役場ニ陳情
〃 十一、一	朝日町誕生
〃 十二	地区ニ一部反対論起る
三十 三	朝日町長外三名、分町断念ヲ説論、委員長宅ニ区民大会ヲ開ク
〃 四	水本地区、反対ヲ町役場ニ陳情
〃 五	針生区・水本区、両区民大会、会場水本小学校
〃 六	分町ニヨル小学校財産ノ配分決定
〃 八、五	白鷹、朝日両町関係者会合、分町郡界決定
〃 八、十九	針生分町促進協議会準備会
〃 九、一	分町促進協議会
〃 九、二十五	針生区分町送別会 宮宿小学校
〃 十、一	針生区合併歓迎会 中山小学校

からは宮宿町役場への陳情が、精力的に展開するようになった。受入側となるべき西置賜郡北部ブロックの荒砥町役場へも、一月から九月にかけて数回に亘って会談を持っていた。然し宮宿町でも荒砥の方でも、当面各ブロックの合併を促進中であったため、針生部落の分町も合併も、二の次に廻されていたと考えられる。この間に針生部落では北村山寒河江地方事務所、西置賜長井地方事務所の各総務課、行政課に、数回の陳情を行っている。

この年十月一日に白鷹町が誕生し、十一月一日には朝日町が発足したため、針生部落は当然

朝日町に編入したことから、白鷹町への合併には新しい出発が必要となって来る。郡境を変更して一部落が分離し、他郡の町に合併すると云うことは、たとえ「町村合併促進法」に特例（第十条、第十一条）があっても、容易なことではない。針生部落では三十年四月になると、隣接の地区から分町を阻止する陳情が朝日町当局に出され、部落にもある程度の動揺をみることになる。当時最上川上郷ダムの建設が予定されており、完成の暁には多額の固定資産税が町に入るため、住民の負担が大巾に軽減される予想も、反対論の論処の一つになっていた。それでも分町慰留のため、宮宿から町長以下三名の委員が出張した時、部落の意志は大筋で動くものではなかった。若し部落民の投票によって決する場合には、七〇パーセント以上の賛成を必要とされていたが、部落の理解が次第にたかまり、こぞって分町に踏みきったことは、喜ぶべきことであった。この後は朝日町・白鷹町の事務的段階で、大きく進展をみることになるが、次に針生の動きと曲折を日時順に列挙する（第32表）。これは、専ら当時の委員長の手記に、多少の手を加えて作成したものである。

「西村山郡朝日町 西置賜郡白鷹町の境界変更に関する促進協議会」が、第一回会合を白鷹町役場で開催したのは三十年九月一日である。これは、以前から促進協議会準備会があつたことである。ここで規約制定、委員選任から協議にはいり、境界変更の基本方針、事務局の設置、境界変更に関する協議案がいずれも決定を見、最後に県地方課次長、両地方事務所長の祝辞があつて終了している。

西村山郡朝日町大字針生部落は部落民の総意により、白鷹町に吸収合併することにより、恒久的な福祉の増進することを確信し、分町合併することを企図するものである。

朝日町大字針生は朝日町の南西部に位し（境界変更に関する促進協議会基本方針）、聚落の中心より朝日町役場に至る距離は一〇、七九軒にしてその間道路の起伏甚だしく冬の交通は勿論中学生徒の通学には極めて困難を来してあつたのであります。隣接する白鷹町には近距離にしてしかも山形荒砥間のバス道路開通してから便利になり加えて生活

環境経済圏等は従来より白鷹町に依存する割合多く町村合併以前より之分村を希望しておったのであります。本年二月針生部落民一同より陳情に接し朝日町においても慎重調査研究し部落民の意志を尊重し部落民一同の永遠の幸福を念願する一念より町議会協議会において満場一致の賛成を得此の旨白鷹町当局に申入れたる結果白鷹町においても受け入れする用意がある事を云明せられ茲に両町並びに針生部落民全員の賛成を得て境界変更をなす事になったのである。

(境界変更を必要とする理由書)

針生部落民の分町合併は、町村合併促進法の特定に基づく以上、諸手続は普通の町村合併と同じである。協議会の最終の協議書の内容には、白鷹町への編入の期日を昭和三十年十月一日とし、朝日町所有山林の一部を区民が通学する小学校の基本財産にするため針生区に譲渡する、通学区は現行通り、消防団および農業委員会の区域も伴って移動する、などの決定をみている。通学区を現行通りとすると云うのは、当春の新学期から分町が確実であることを見越して、小学校は中山へ、中学校は萩野に通学していたことを示す。従来は小学校は水本へ、中学校は新制中学の発足時から萩野に委託されていた。

町村合併促進法による町村の合併の中で、境界変更を伴ったものも数あるが、経過の途中で紛争にまで及び、ついに法第十一条の三に基づき、住民の投票によって解決をみた村もあった。又、町村合併調整委員会の調停斡旋の所もあった。この間にあつて、針生部落の分町から白鷹町への編入は、至極円満に行なわれたと言えよう。これは、部落が一丸となった熱意の結果である。ただ部落の一部の山地は隣接部落の所有が多い所から、そこを分町することは納税その他に不便を来すため、杉山部落に続く二八町余、撰待部落に関係する一町余、都合三〇町ほどを割譲して郡境を変更することで解決するが、このような決定までには多少の意見の違いがあつた。

九月二十五日朝日町は、分町に決定している針生地区民全員を、宮宿小学校に招いて送別会を開いた。寒河江・長井両地方事務所長をはじめ、両町からの促進協議会委員、ほか関係代表をまじえて盛大に行なわれた。分町は

第33表 合併時の白鷹町と針生地区の状況

業 業 業 の 割 合	業 業 業 の 業 態	業 業 業 の 業 態	区 域	戸 数	人 口 官 報 告 示	区 分
農 業 計	農 業 計	農 業 計	北 西 積			針 生 部 落 (ロ)
二、 九三二	二、 八四五	一、 六四七	一五二・ 一一七・ 一六〇 九四 四 km km km'	四、 五七八	二七、 七四四	三二四
五〇	四九		二三四・ 三二二	四八		(イ) + (ロ)
二、 九八二	二、 九三四	一、 六四七	一五七、 一四	四、 六二七	二八、 〇五八	

長、両町長、多くの両町会議員のほか関係諸団体、中山区代表らが臨席して、歓迎の会を催した。迎える者、迎えられる者、みな明るい表情に輝いていたことは確かであった。針生部落に分町の議が起こり、白鷹に合併編入する経過の中で隣接の中山地区は直接的であるだけに、区長・地区選出議員その他の有志有力者が、公私にわたって促進に協力していることは、忘れてはならないものがあつた。

最後に、合併編入当時の白鷹町と針生部落の状況は、促進協議会附属書によれば、第33表のようであつた。

部落が自ら求めた道であるとは云え、村が始まってから幾世紀の間、政治・経済・文化の同一圏内にあり、時には喜びも悲しみも一つにして来たものを、ここに郡境を変更して隣町に編入すると云うことは、送る者、送られる者ともに、感慨の深いものがあつた。人々は、今後行政を異にしても、隣接部落として、歴史の中で培かわれた互いの厚情が、消えることなく更に深められることを念じたことであらう。

受入側である白鷹町は、十月一日町立中山小学校体育館で、両地方事務所

7 行政機構と町財政

町村合併により誕生した新町村の行政組織をみるに旧町村の区域に当分の間支所又は出張所を設置することにしていく町村が多く標準条例及び規則案の送付を求める向もあるるので別紙のとおり送付するから参照とされたい。

山形県が総務部長の名で、各市町村長宛に町村役場支所設置条例と、役場支所処務規則の各案を送付して来たのは、昭和二十九年七月十四日付である。数ヶ町村の合併によって区域が拡大したため、住民の役場への所用は勿論、行政当局にとっても、交通・通信両機関の未発達な当時において、甚だ非能率であるばかりでなく、住民感情或いは「町村制」以来の村民意識の上からも、ある期間旧町村単位に職員を配し、住民の便宜に努めることが望ましいことであり、必要視は当然のことであった。なお、この処置は地方自治法第一七五条によるものである。

西置賜郡北部ブロック町村合併促進協議会が、事務局作成の案を最終的に決定しているのは代五回の協議会で、九月の中旬になっていた。その内容を「新町建設計画」案の中から必要ヶ所を抽出したのが第34表である。支所に旧村の助役又は収入役を充て、出納・戸籍・保健・配給・農業委員会の職員を配置したから、支所によっては旧村時代の全職員の三分の二程度が残っている。この支所の職員構成は、翌年四月の町会議員選挙のあと、五月一日付で旧村助役・収入役は全員退職することによって、縮少の第一歩となる。この時に、旧村の長、助役、収入役の三役の処置が終わった。即ち村長の町参与職は、合併年の十二月半ばに全員退いている。助役、収入役のうち、再任されて止まったのも数名ある。

第34表 新町建設計画

		建設計画
3	支所の増改新築の方針	行わない
2	支所の位置	支所の位置は当分の間、現各村の区域に設置し、現各村の役場庁舎をこれに充てる。但し事務処理完了後、事務の内容等を勘案し逐次これを廃止し、必要の最小限度に於て支所又は出張所を設置するものとする。
1	役場の位置及び役場建物の増改新築の方針	新町の役場庁舎は当分の間荒砥町役場をこれに充て、最も近い時期において都市計画を樹て、適当な位置を選定し新築するものとする。
4	支所で行う事務	(一)戸籍事務 (二)住民登録事務 (三)配給事務 (四)農業委員会の事務 (i)徴税事務 (ii)諸証明事務 (iii)保健婦を常置する (iv)其他町長の定める事項
5	其他庁舎の転用の方針	転用庁舎の出た場合は、その都度必要に応じ別に協議して定める。

旧大字名を廃し、甲（石那田）・乙（馬場）としたのも、合併と同時にあり、新町の役場庁舎を旧荒砥庁舎としたため、この地区に支所、出張所が設置されることはなかった。

合併直後の町の職務執行者には、荒砥町々長同助役を充てることに、合併研究協議会以来の決定がそのまま実行され、選挙による新町長が誕生する十一月十五日まで継続された。議員の定数は三〇名とし、旧町村ごとに選出区を設け、翌年四月に改選されている。

昭和三十四年は新町誕生後、五年目に当たっている。白鷹町は誕生の翌年度から、財政事情により、「地方財政再建団体」の適用と指定を受けたが、この年（三十四年）に解除になったのを期に、支所は出張所と名称を改め、

支所の名称については、新町名決定と同時に、旧村名を冠するように合併促進協議会でまわっている。然し白鷹村の場合、新町名と同じになるため、萩野支所とする原案があったが、地区名ともに「鷹山」とすることに決定している。荒砥地区の石那田・馬場の

事務量と職員を大巾に削減した。伴って職員の人事異動も他地区と交流のあったことは、新町としての一体感が滲透し、高まり深まり、完成に近づいていたからである。この秋、町誕生五周年の日に、広く公募した町章、ならびに町民歌が選定され、発表披露されている。

昭和三十九年十月一日の、満十周年の記念は、前年から着工されていた新庁舎の完成と同時であった。この日は、各地区に設置されていた出張所を廃止し、全事務・全職員のひとつが、新庁舎に集ることになったのである。各地区出張所が廃止されると、その庁舎は直ちに地区公民館に活用され、公民館主事を在駐させ、町村合併の「新町建設計画」の一部が、ここに実現されている。

蚕桑村・鮎貝村・荒砥町・十王村・白鷹村及び東根村が、西置賜郡北部ブロックとして町村合併の勸奨を上位機関から受けて以来、一町五ヶ村の長、正副議長から成る町村合併研究協議会の時から、町村合併について最も大きな研究課題であり、協議の前進を阻んだものに、各町村の財政財産である山地・山林の問題がある。近世上杉領のもとで、多くの山地は所有権が領主にあり、利用権だけが地元村にあると云う性質のものであった。明治の初め、所有権も地元村に帰属したのが、各町村の財政財産としての山地・山林の始まりである。明治二十二年の「町村制」による村の合併の際、大字となった近世村には大概共有の山地があったが、所有権を新村に移動することなく元のままにして置いた。それが各地に存在する「財産区」である。

合併関係町村の相互の間にその有する基本財産について著しい不均衡があり、これを統合して合併町村に属させることが適当でないと認められる特別の事情がある場合においては、地方自治法第七条第四項の規定による財産処分に関する協議により、合併町村のうち合併関係町村に属していた区域に係る部分が当該財産の全部又は一部を有するものとするができる。この場合においては、合併町村の当該部分は、同法第二百九十四条第一項の財産区とする。

町村合併が円滑な進捗を望むため、立法の段階から町村有の財政財産に対して、充分の配慮が払われたのが、右の一項である。

第 35 表 町村有山林

町村名	面積
蚕桑村	49,5,0,00 ^{町反畝歩}
鮎貝村	3,770,7,5,19
荒砥町	10,7,2,28
十王村	117,1,4,06
東根村	5,8,9,06

北部ブロック一町五ヶ村の中に、町村制以前の公有地を、「財産区」を設けず引継ぎ町村の財産として運営されたところもある。町村財政は必要な場合、財産を売却して予算収入をはかることがあり、財政財産の多寡は、町村の富の尺度ともなっていた。合併当時、旧一町五ヶ村がおの所有する財政財産のうち、財産区を設定した山林の面積は、第 35 表の通りであった。

ここで、町村制以来の「財産区」と、町村合併に伴う「財産区」の違いを見なければならぬ。町村制以来の財産区は、財産区議員によって運営され、議員の選挙は公職選挙法が準用される。管理者は町村の首長である。町村合併による財産区は、財産区管理委員による運営で、委員の選出は町村の議会が行い、最高の管理者は首長となる。明確に云えば、前者は「財産区議会」、後者は「財産管理会」である。町村合併では、町村議会の下に更に議会を置くことを避けたためである。両者に対する首長の権限の差異は、微妙な程度であり、主観の問題に過ぎなかった。この情況下に設けられた財産管理会も、新町誕生の年度中に、鮎貝地区は財産区議事に改め、更に法人組織に改革して今日におよんでいる。

町村自体の学校建築・道路橋梁などの起債・負債は、合併に伴って新町に引継がれることになった。白鷹町が引継いだ旧町村の負債額は、第 36 表の通りで

第 36 表 各町村負債

町村名	負債額
蚕桑村	1,690,000 ^円
鮎貝村	7,826,358
荒砥町	4,368,638
十王村	621,223
白鷹村	4,200,000
東根村	5,355,281

あった。金額はいずれも未償還元金である。

白鷹町の合併誕生は年度の途中であるため旧町村はいずれも九月三十日を以って打切決算とし、内容を別冊目録に調製して、白鷹町収入役職務代理者に引継いだのは十月十五日であったが、旧町村の打切決算の結果は、第37表の通りであるが、黒字であるのは二ヶ村だけで、四ヶ村がいずれも赤字の打切りとなっているのが、注目される。

白鷹町の誕生は、旧町村有の山林を「財産区」とし、打切り決算が赤字の中のものであった。加えて、

合併町村は、合併関係町村の間に地方税の賦課に關し著しい不均衡があり、その全域にわたって均一の課税をすることが著しく困難と認められる特別の事情がある場合において、町村合併の行われた日の属する年度及びこれに続く三箇年度に限り、その不均衡の程度を限度として、不均一の課税をすることができる。

〔町村合併促進法〕第十四條

の地方税法の特例が、合併促進協議会以来の決定になっていた。

〔町村税一人当り負担の状況は第29表参照〕

町村合併促進法による町村の合併は、「町村が町村合併によりその組織及び運営を合理的且つ能率的にし、住民の福祉を増進する」^{〔町村合併促進法〕}第一条「目的」^{〔町村合併促進法〕}のものであったが、この目的を急ぐあまり、合併促進協議会において作成した「新町建設計画」は、各町村の要望を網羅したもので、法の過大評価と町村毎の我田引水の態度も加わり、実現可能をはるかに越える厩大なものであった。それでも町立病院、高等学校校体育館の建設に着

第37表 各町村打切決算書

町村名	歳入決算高	歳出決算高	歳入歳出差引高	予算現額
蚕 桑	11,934,294 ^円	12,818,206 ^円	△ 883,911 ^円	22,809,377 ^円
鮎 貝	12,872,059	13,869,863	△ 99,780	34,965,497
荒 砥	9,939,959	14,201,960	△4,261,960	24,166,483
十 王	4,620,083	4,380,543	239,540	7,689,800
白 鷹	8,631,854	9,002,451	△ 370,597	15,452,435
東 根	11,502,718	11,300,176	202,542	21,097,260

(△印ハ不足額)

工しており、又、合併に伴う臨時の経費もあり、年度末決算で一、九〇〇万円の歳入不足となった。この赤字は予算規模の約二〇パーセントに及ぶ額であった。翌三十年度も一般的に事業をおさえ、極力節約に努力しているが、年度末決算は一、七〇〇万余円の赤字となっている。この傾向はひとり白鷹町のみならず、全国的なものであり、政府は、「地方財政再建臨時措置法」を制定し、救済の策を講じた。この法は略称「地財法」と云われ、この法の適用を受ければ、政府の厳しい財政監督を受けることは当然で、なお、役場職員の増員は一人も認められず、税の自然増の範囲内に於いてのみ、職員の昇給が認められるものであった。白鷹町はこの地財法の適用を受け、低利の再建債一、五〇〇万円を借り受けるのは、昭和三十一年度で、合併二ヶ年の赤字は一時棚上げとし、再建債の償還は、五ヶ年を計画したものである。この財政再建の期間中、三年連続して大洪水の災害に見舞われた。即ち、昭和三十二年七月十七日、三十三年七月八日、三十四年七月二十二日の三回で、うち二回は災害救助法の発令を見、最後の三十四年には、神町自衛隊の救援部隊の活動があった。洪水の被害、特に橋梁の流出（三十一年二三ヶ所）は、町財政への影響が直撃であった。公共災害の復旧事業には、高額の国庫補助があるにしても、莫大な町費の支出を免れず、再建途上の町財政を大きく圧迫した。にも拘らず、五ヶ年とした再建計画を一ヶ年短縮し、再建債一、五〇〇万円を償還し終えたのは、昭和三十五年三月であった。

合併後の町財政に附随して、役場新庁舎建設の事業をみて置きたい。庁舎は、合併に際しての「新町建設計画」の通り、旧荒砥町役場を使用していた。元々狭隘である上に、三十四年からは各支所の縮小に伴って、いよいよ新庁舎建設の必要に迫られる。「最も近い時期において都市計画を樹て、適当な位置を選定し新築するものとする」（新町建設計画）によって準備が進められ、特別期間を設け審議の上、「適当な位置」を選定したのが、現在の場所である。用地八反九畝九歩の買収は、昭和三十七年末に終った。設計伊藤設計事務所（山形市）、本体工事請負

第 38 表 役場新庁舎建設費内訳

項 目	金 額	備 考
用地買収費	4,482,143 ^円	8 ^反 9 ^畝 9 ^歩
設計監督料	1,548,000	
試験杭打込	299,160	
電力臨時工事費	190,599	
基礎杭打込	1,229,200	鉄筋コンクリート3階建 延520坪
本体建築費	57,981,000	
排水工事費	853,000	
取付道路工事	402,000	
切込砂利	80,000	
側溝工事費	295,000	
電話架設費	618,495	
有線放送工事費	165,000	
車庫盛土	160,000	
車庫建築費	3,200,000	
造園費	350,000	
整地工事	440,000	
計	72,293,597	

大木建設株式会社（仙台市）であった。三十八年春に着工し、三十九年八月末に竣工をみ、新庁舎で執務開始は九月五日からで、翌月一日は、時あたかも白鷹町誕生十周年記念日に当っており、式典は新庁舎落成祝賀を兼ね、盛大に行なわれた。なお、合併後の町財政の記述は、昭和四十八年十月の『白鷹町郷土史研究会々報第三号』に拠る所が多い。

「法」によって促進された白鷹町の誕生は、旧町村が予定した「新町建設計画」の基礎作りにもある時間を必要とした。町財政の復調と共に、住民の意識、町民の一体感の高まりにまつべきものもあった。合併後の三年間、蚕桑・鮎貝の両地区に、町民税の不均一課税をしたのも、町民一体感の未熟の現われである。実際、基礎作りの完成は、五周年の役場支所の出張所への縮少、又は十周年の新庁舎落成までとみることもできる。